

令和 8 年度 第 2 回
長野市社会福祉審議会資料集

令和 8 年 8 月 17 日（月）

講堂

資 料 一 覧

次 第 1ページ

委員名簿 2ページ

諮問事項

資料 No1 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について..... 別紙

参考資料

参考資料① 社会福祉法(抜粋) 3 ページ

参考資料② 長野市社会福祉審議会条例 4 ページ

参考資料③ 長野市社会福祉審議会運営要領 8 ページ

参考資料④ 長野市職員名簿 9 ページ

令和８年度 第２回長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和８年８月１７日（月）

午後１時３０分から午後２時３０分まで（予定）

場所：講堂

１ 開 会

２ あいさつ

３ 諮 問

４ 議 事

（１）諮問事項

長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について

５ そ の 他

６ 閉 会

長野市社会福祉審議会委員名簿

選出区分	委員氏名	団体名等	所属専門分科会	備 考
市議会議員	金 沢 敦 志	長野市議会	障害者福祉	
	清 水 美 加 子	長野市議会	児童福祉	
	若 林 祥	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
	和 田 一 成	長野市議会 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
学識経験者	青 木 寛 文	長野県弁護士会 弁護士	地域福祉	
	井 藤 哉	長野県立大学 准教授	地域福祉	
	新 井 武 志	長野県立大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会 会長
	釜 田 秀 明	長野市医師会 会長	老人福祉	
	小 松 仁 美	清泉大学短期大学部 講師	障害者福祉	
	松 本 陽	成年後見センター リーガルサポートながの 副支部長	障害者福祉	
	田 中 亜 希 子	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水 口 崇	信州大学 教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	水 内 和 義	吉田地区住民自治協議会 会長	地域福祉	地域福祉 専門分科会 会長
社 会 福 祉 関 係 者	春 日 憲 一	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	小 林 俊 之	長野県社会福祉士会 ばあとなあながの 運営委員会 委員長	老人福祉	
	小 林 博 明	長野市ボランティアセンター運営委員会 運営委員長	地域福祉	
	塚 田 ま ゆ り	長野商工会議所 副会頭	児童福祉	副委員長
	中 澤 和 彦	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
	原 丈 夫	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	
	西 島 勉	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
	丸 山 香 里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	丸 山 勝	長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	
	折 金 恒 彦	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
				(選出団体調整中)
	六 波 羅 直 貴	長野県高齢者福祉事業協会 (社会福祉法人 睦会 やすらぎの園施設長)	地域福祉	
	渡 邊 徹	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	和 田 典 善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年 3 月30日長野市条例第 3 号

改正

平成12年 9 月29日条例第49号

平成14年 3 月29日条例第12号

平成17年 3 月30日条例第10号

平成20年 3 月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年 9 月30日条例第31号

平成27年 3 月27日条例第10号

令和 2 年 3 月30日条例第 8 号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 7 条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第 1 項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第 6 項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第 4 条 審議会に副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

- 2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

- 3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年 3 月28日条例第12号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 9 月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日条例第 8 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども・若者政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	丸 山 隆 文	
こども未来部長	宮 下 卓 朗	
保健所長	宮 島 有 果	
保健福祉部福祉政策課長	高 野 晃 弘	
保健福祉部生活支援課長	戸 谷 和 久	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	轟 貴 彦	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	戸 谷 昌 秀	
保健福祉部介護保険課長	羽 賀 隆	
保健福祉部障害福祉課長	関 谷 隆 行	
保健福祉部保健所次長兼総務課長（保健所副所長）	金 箱 孝 史	
保健福祉部保健所健康課長	小 松 繁 之	
こども未来部こども・若者政策課長	小 宮 山 潤	
こども未来部こども総合支援センター所長	湯 本 千 登 勢	
こども未来部子育て給付課長	宮 原 真 紀	
こども未来部保育・幼稚園課長	小 山 政 範	